

# ◆軽症者特例について

## ◇軽症高額特例該当の要件

特定医療費の支給認定の要件である重症度分類等を満たさないものの、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が直近12月以内に3月以上ある場合

例 令和2年9月に申請する場合

令和元年					令和2年									
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	

← 算定対象期間／申請月を含む直近12か月間 →

○：1か月の医療費総額が33,330円超  
×：1か月の医療費総額が33,330円以下  
この例は、「○」の月が算定対象期間内に3回あるので特例に該当

- ・ 医療費総額：本人負担でなく、**10割の医療費**
- ・ **医療機関**だけでなく、**薬局／訪問看護**等への支払も含む
- ・ 申請している**指定難病に係る医療費**が対象 ⇨ 確定診断に係る費用は対象外

# ◆軽症者特例について

◇病状の程度が「重症度分類」に照らして一定程度に満たない申請者については、医療機関の「**医療費証明**」や、「**自己負担上限額管理票（更新等の場合）**」などの確認によって、軽症高額該当基準を満たす場合は認定となる。

## ◇特例認定の流れ

